

再入国許可免除の中断および長期滞在者の 再入国の際の診断書提出に関するご案内

1. 再入国許可免除の中断および再入国許可申請のご案内

- 2020年6月1日から出国の後、韓国に再入国しようとする登録外国人は「出入国管理法」第30条によって、再入国許可を受けなければならないし、再入国許可を受けずに出国した場合は外国人登録が抹消されます。
- ただし、外交（A-1）、公務（A-2）、協定（A-3）および在外同胞（F-4）の在留資格に該当する場合は再入国許可を申請する必要なく、既存のように再入国が可能です。
- 再入国許可は全国の出入国・外国人官署で申請が可能です。
（空港でも申請可能）

2. 再入国する長期滞在者の診断書提出のご案内

- 2020年6月1日から出国の後、韓国に再入国しようとする登録外国人（外交（A-1）、公務（A-2）、協定（A-3）、在外同胞（F-4）の在留資格の保持者を除く）は、現地の出発日から48時間以内にコロナ19関連の検査を受け、該当の診断履歴が記載された診断書を所持して再入国しなければなりません。

< 診断書に関する注意事項 >

- 診断書は現地の有効な医療機関が発行したもので、英語で発行された書類だけを認めます。
 - 診断書には発熱、咳、悪寒、頭痛、呼吸困難、筋肉痛、肺炎の症状の有無及び検査日時(出発前の48時間以内に検査する場合のみ認定)、検査人が必ず、記載されなければなりません。
 - 診断書にコロナの19の陰性(Test Negative)であることを必ず記載することを要求する訳ではありません。ただし、陰性かどうか記載されている場合は有効な診断書として認められます。
- 診断を受けてないか、有効な診断書を所持していない場合、偽・変造書類または虚偽の書類を提示する場合には搭乗及び入国が拒否されるなどの不利益を受けるようになります。
 - ただし、在外公館長が発行した有効な'隔離免除書'を持っている人は診断書を提示しなくても例外的に再入国が可能です。